

毒物劇物危害防止対策総点検実施要領

1 目的

毒物劇物を取扱う事業所、学校等において、毒物劇物の適正な取扱い、設備等の点検及び教育訓練等の管理体制について、自主点検（危害防止総点検）を実施することにより毒物劇物による危害防止活動の一層の推進を図る。

2 実施日

令和7年11月11日（火）又はその前後で実施可能な日

3 実施事業所等

(1) 毒物劇物製造業者

(2) 毒物劇物業務上取扱者

ア 1 m³以上の毒物劇物貯蔵タンクを有する事業所

イ 毒物及び劇物取締法第22条第1項に規定する届出を要する事業所

(3) 毒物劇物農業用品目販売業者

(4) 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校、
やまぐち総合教育支援センター

(5) 大学、短期大学、大学校、高等専門学校

4 実施方法

実施事業者等は総点検票により自主点検を行う。

5 ヒアリング等

薬務課、健康福祉センター及び下関市立下関保健所は、提出された総点検票に問題点、不明な点等がある場合は、必要に応じ適宜ヒアリング及び立入検査を行う。